

嘔吐などによる車内汚損における営業損害の請求について

令和7年12月16日より、お客様の嘔吐などの迷惑行為により車内が汚損され、営業を中断せざるを得ない場合、運送約款第10条に基づき、車両のクリーニング代および休車損害として一律1万5千円の賠償金をお客様に請求させて頂く事と致します。

項目	金額	内容
1.クリーニング代	10,000円	車両のクリーニング代
2.休車損害	5,000円	現状回復までに要する時間に対する休車損害

一般乗用旅客自動車運送約款（抜粋）

第10条（旅客の責任）

当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

令和7年12月
岐阜名鉄タクシー株式会社